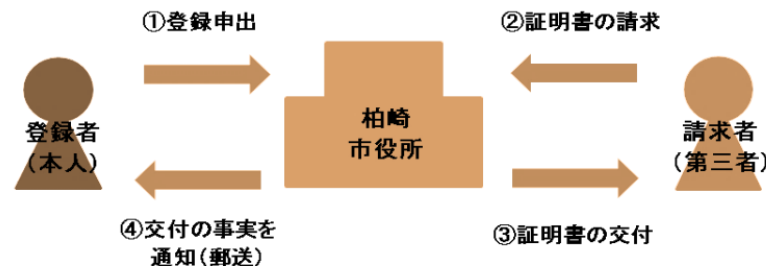


柏崎市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1 本人通知制度とは

住民票の写しや戸籍謄抄本などを本人等以外の請求者（第三者）に交付したとき、事前に登録した人にその事実を通知する制度です。本人に通知することによって、不正請求の早期発見・個人の権利侵害の防止を図ることを目的としています。



※ 住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書は、正当な理由があれば第三者でも請求できることが「住民基本台帳法」や「戸籍法」で定められています。

※ 第三者から登録者の住民票の写しなどの交付請求があった場合に、交付が出来ないようにすることや、その可否を登録者に確認することはありません。

2 対象となる証明書

- (1) 住民票の写し・住民票記載事項証明書・消除された住民票の写し（平成26（2014）年6月20日以降に消除されたもの）
- (2) 戸籍の附票の写し（除かれた戸籍の附票を含む）
- (3) 戸籍全部（個人）事項証明書（除かれた戸籍を含む）、戸籍謄本・抄本（除かれた戸籍を含む）、戸籍記載事項証明書（除かれた戸籍を含む）

3 請求者（第三者）とは

この制度では、請求者（第三者）を2つに区分しています。

(1) 本人等の代理人

● 本人等からの依頼を受け、委任状を持参した人

本人等とは、「2 対象となる証明書」の(1)の証明書の場合は、本人及び同一世帯の人、「2 対象となる証明書」の(2)及び(3)の証明書の場合は、戸籍に記載されている人及びその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属となります。

直系尊属… 父母（養父母含む）・祖父母など自分より前の世代で、直通する系統の親族。叔父・叔母・配偶者の父母や祖父母は含まれません。

直系卑属… 子（養子女含む）・孫など自分よりも後の世代で、直通する系統の親族。兄弟・姉妹、甥・姪、子の配偶者は含まれません。

(2) 代理人以外の第三者

- 自己の権利行使または義務履行のために住民票の写しなどが必要な人
- 住民票の写しなどを利用する正当な理由がある人
- 業務遂行のために住民票の写しなどが必要な弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

4 登録手続き

(1) 登録方法

制度の利用を希望する人から、登録申出書を提出していただきます。その際、本人確認書類（運転免許証・パスポート等）の提示又は提出が必要です。登録申出書は、登録受付窓口にあります。また、市のホームページからダウンロードできます。

市外に住んでいる人や病気などのやむを得ない事情のある人は、郵送での申出もできます。郵送での申出の場合、本人確認書類（法定代理人の場合は、自身の本人確認書類と権限を確認できる書類）の写しを添付してください。

※ 法定代理人（保護者、未成年後見人や成年後見人）が申出する場合は、自身の本人確認書類と権限の確認ができる書類を提示又は提出してください。

(2) 登録できる人

- 柏崎市の住民基本台帳に記録されている人（平成 26（2014）年 6 月 20 日以降に住民基本台帳から削除された人を含む）
- 柏崎市の戸籍および戸籍の附票に記載または記録されている人（戸籍から除かれた人を含む）

(3) 登録受付窓口 柏崎市役所市民課、高柳町事務所、西山町事務所

(4) 登録期間 無期限

5 本人に通知する内容

事前登録した人の住民票の写しなどを第三者に交付した場合、おおむね 1 カ月後に交付した事実を記載した通知書を郵送します。通知書に記載されるのは次の事項です。

- 交付年月日
- 交付した証明書の種別及び通数
- 交付請求者の種別（本人等の代理人、代理人以外の第三者の 2 区分）

※ 国や地方公共団体の機関からの請求により交付した証明書（公用請求）は、通知の対象外となります。

通知書に記載された内容について詳しく知りたい場合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、市長に対して保有個人情報の開示請求をすることができます。ただし、開示できる情報は、個人情報の保護に関する法律の規定の範囲内となります。

6 登録事項の変更・廃止

転居や戸籍届出などにより住所、氏名、本籍などの登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更の届出が必要です。変更の届出がないと通知書をお届けすることが出来ないため、登録を廃止する場合があります。また、登録した人が死亡したとき、日本国内に住所がなくなったときは、登録が廃止されます。

問い合わせ

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町 2 番 1 号
柏崎市役所市民課市民窓口係
TEL 0257-21-2200